

成田市入札等監視委員会議事概要（平成24年度第1回定例会議）

【日 時】 平成24年7月6日（金） 午前10時～12時

【場 所】 成田市役所6階中会議室

【出席委員】 菊池委員長、菊地委員、大木委員

1. 開 会

2. 総務部長あいさつ

3. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

委 員

30万以上を対象とした契約案件の中で、随意契約（見積競争）における、建設工事の件数が多いですが、どれくらいの規模（契約金額）の工事が、随意契約になっているのか。

事務局

建設工事につきましては、入札の対象となる金額が130万円以上となります。今回30万円から130万円未満の契約案件は、180件中173件です。

委 員

自分が委員を始めたときは、あまり随意契約（特命随契）を目にすることはなかったが、今回の61件という件数は、随意契約の割合の中ではどれくらいを占めているのでしょうか。

事務局

見積競争が286件、特命随契が61件、合計で347件でありますので、随意契約の中では17.5パーセント。下半期契約件数の588件からみると、10パーセント弱になっております。

委 員

市として、この10パーセントという数字は、多いとか、妥当な数字とか、そういう認識はありますか。

事務局

特命随契ですと、その会社でないと請負えない等、特別な理由がありますので、多い少ないという判断は難しいと思います。1つ1つの契約理由を判断した結果が、今回の10パーセントという数字になったと思っています。

(2) 選定事例の審議について

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した10件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例1 JR成田駅東口地区既存建築物解体工事（その1）

〔一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

入札参加者が1社と少なかったのは、どのような事情が影響していると考えているか。

事務局

今回の工事については、とび・土工・コンクリート工事についての経営事項審査の総合評点で分けたクラスのA、Bクラスにあたりまして、市内で15～6社が応札可能な数でございます。その中で競争性は図られていると思いますが、1社という数字につきましては、業者それぞれの思惑の中で入札しておりますので、その結果という判断しかできないと思います。

委員

この東口地区の解体工事は1件だけなのですか。

事業担当課

今回「JR成田駅東口地区既存建築物解体工事（その1）」の中で発注しているのは、建築敷地内における既設建築物3棟分の解体工事でございます。この他に、建築敷地の中での既設建築物の解体工事を「JR成田駅東口地区既存建築物解体工事（その2）」として準備しております。又、駅前広場の予定地にある既設建築物も解体工事の予定をしており、全体で3～4件に渡って工事を発注する予定です。

委員

その工事自体は今回と同じくらいの規模ですか、

事業担当課

建物規模もそれぞれ異なりますので、工事金額につきましても、それぞれ異ってまいります。

す。

委員

今回1社という件数からみまして、結果的に指名競争入札でもよかったのではないかと。

事務局

オープンにした形で参加させるというのが前提でございますので、指名競争入札は考えておりませんでした。

委員

予定価格が低かったために、入札する業者が少ないなどの影響があったとか考えられませんか。

事業担当課

工事費の積算にあたりましては、基準書に基づいた積算をしておりますので、工事費が著しく安いという認識はございません。

委員長

今回の事業の発注者は成田市ということですが、建築リサイクル法の観点から、発注者の責任で事前調査をされ、発生する廃棄物の量を見積もられ、それを処分する処分費も見積もられ、そして工事費も基準に沿って見積もられた。そういうことで、発注者自ら事前調査に参加したのであれば、この金額は妥当であると思われまふ。解体工事につきましては、皆さんが思っている程、世の中は解体工事に対していい目で見えておりません。「何かあるはずだ」、「何かウラであるな」とか、そういう目で見られておりますので、十分説明対策だけはしていただきたいと思ひます。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 JR成田駅東口市街地再開発事業推進業務委託

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

この予定価格の定め方はどのようにして定めているのですか。

事業担当課

物件調査の積算を基に算定しました。

委員

特命随契にすることで、経費の削減が期待できるということですが、どれくらい削減できるのか教えていただきたい。

事業担当課

実施設計の作業を実施中のコンサルタントに発注することによって、現地踏査、打合せ協議が省けるということで、経費の削減につながると判断させていただきました。ちなみに現地踏査、打合せ協議に必要な経費は約25万円でございます。

委員

プロポーザル方式によって選ばれたとなると、業者が過去に行ってきた事業の経歴とかを確認する意味でも、指定された根拠を出していった方がいいのでは。市民の目から見ますと、業者との癒着が非常に起こりやすいのではと思うのですが。

事業担当課

平成21年度にJR成田駅東口市街地再開発事業に取り掛かりまして、主なものとしては新設建築物再開発ビルの基本設計及び資金計画に係る内容について、プロポーザルを実施させていただいたところでございます。8社を指名したところ、2社から応募があり、プレゼンテーション等を受け、優れていた(株)アール・アイ・エーを選定させていただきました。引き続き平成22年度の実施設計につきましても、基本設計と実施設計の関連が強く、市街地再開発事業というものは、個人の資産を色々算定・評価をする等、特殊性が強い内容があるとおもいます。そういった中で引き続き(株)アール・アイ・エーと随意契約をしました。今回は建物本体との関連性が強いということで、解体工事につきましても特命随契をさせていただきました。なお、平成21年のプロポーザルの選定にあたり、当該業者の実績、組織の構成、従業員の数等、全てを審査の上、選定をさせていただいたところでございます。

委員

積算予定価格は、先程随意契約することで軽減された25万円を見込んで設定されたのですか。

事業担当課

そのとおりです。

委員長

ただ今、「プロポーザル方式」という言葉が出てきました。世の中でプロポーザル方式が採用されたそもそもの原因が、入札の中で不透明な部分がものすごくありました。これを、透明性を持たし、公開性をもたして、客観的に評価する方法として、プロポーザル方式が採用されているわけです。今までブラックボックスだった部分が、みんなの前で発表することで、共通認識として持たれる方式だということを知っていただきたい。最後に言おうと思っていたのですが、こういう監視委員会という会は、成田市以外にもあると思います。そういったところとの連絡協議会というものを作っていたら、今までの自分たちの常識にとらわれず普遍化できるのではないのでしょうか。一番最後に言うつもりでしたが、忘れないうちに話

してしまいました。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 舗装補修工事（松崎中郷線）

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

年間維持管理業者とはどんな業者ですか。

事業担当課

市道の緊急補修工事を行うために、成田市を9地区に分けて、その地区ごとに緊急対応する業者を定めております。

委員

当初、依頼した業者が破産したということですが、事後的な処理はどうされましたか。

事業担当課

違約金等の手続きについては、契約検査課で対応し、工事の完了していない上のアスファルト部分につきましては、弁護士を通じて出来高で清算をしております。

委員

当初の工事の契約金額については、前の事業者に全額支払われているのでしょうか。

事務局

まず、契約金額の金銭の流れですが、入札して落札した後に、前払い金として4割支払っております。その中で清算しまして、足りなければ、清算した分について追加してお支払いするという形になります。

委員

今回（有）津軽興業さんの契約金額と、前事業者にお支払いした金額を合せると、当初の工事の契約金額になるということでしょうか。

事務局

一番最初に倒産した会社の請負った時の金額が3800万円です。その3800万円の工事に対し、前払い金を1520万円お支払いし、破産時の出来高が3024万円で行いました。差し引きの1504万円を追加的にお支払いするという形になります。実際は契約の違約金がございますので、その1504万円から更に差し引いた形でお支払いしております。契約上、前払い金の制度とか、違約金の発生とかで複雑になってしまうのですが、請負業者に対して3800万円の契約ですが、出来高しか払いませんということです。

事業担当課

当初完了するまでの設計があつて、施工途中で業者が倒産という形になり、残された工事が今回の契約に含まれているというご指摘かと思いますが、この時点で業者が倒産しておりますので、契約上の責任はあるのですが、現場での責任については、それ以上問えないだろうという観点から、また安全性ということがございますので、その上の舗装については後日積算して発注をいたしました。その舗装するまでの安全管理が必要になってきましたので、これについて随意契約で施工管理させていただきました。

委員

3800万円の工事ということなのですが、保証金は預かっているのですか。

事務局

はい、預かっています。

[以上で事例3の審議を終了]

事例4 災害復旧工事（旧県道前林線）

[指名競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

今回復旧工事の中で、ほとんどが一般入札であるのに対し、この工事だけが指名競争入札なのか。

事務局

東日本大震災がありまして、前回審議していただいた前期（H23.4～10）の分につきましては、ほとんどの災害復旧工事について指名入札で行いました。今回は10月から3月までの契約を対象としておりますので、その時点で応急的な工事はないだろうということで、制限付一般競争入札に戻し始めたところがございます。今回の案件が応急的な工事の後期に残った1件であります。なお、前回の監視委員会でご説明させていただきましたが、成田市は基本的に制限付一般競争入札で行っておりますが、このとき5月に国から、災害復旧については、期間を短縮して行えるように、別扱いとして随意契約や指名競争入札を活用してもよいとの通知がございまして、前期はそういうことで対応してきました。今回の事例に関しては、後期の制限付一般競争入札に戻した時期ということで、ご質問のようなことになったということです。

委員

東日本大震災の影響でこういう災害復旧工事の件数が出てきておりますが、今期はどれくらい予定されているのでしょうか。

事業担当課

道路災害で申しますと、東日本大震災における復旧工事は全て完了しております。

委員長

日本の素晴らしさと思うのですが、インフラの中でも特に道路の災害復旧は、世界の中でも極めて高いのです。日本の道路の整備状況で、国土1平方キロメートル当たり、走っている道路の延長数は3.1キロメートルです。この3.1キロという数字を超える国はベルギーやオランダなどの、国土が小さくて平野しかない国なんです。日本は行こうと思えばどんな道を使ってでも行けますし、災害復旧も早い。日本の道路行政は世界に誇ってもいいと思います。

[以上で事例4の審議を終了]

事例5 外小代地区公園多目的トイレ設置工事

[制限付一般競争入札]

[事務局、事業担当課説明]

委員

業者が1社しか入札していないが、資格要件に見合う業者は何社くらいあったのか。

事務局

建築工事のA、Bクラスに発注しておりまして19社ございます。

委員

利用する対象者が、高齢者や乳幼児等、免疫力の低い方もいると思うのですが、そういった方が利用する上で、衛生的に管理が必要になると思いますが、どのような対策をされていますか。

事業担当課

公園の管理といたしまして、週に1回の清掃を行っております。

委員

完了写真を見ると手動扉のように見受けられるが、駅のトイレみたいに、自動化する考えはないか。

事業担当課

平成21年度に赤坂公園に多目的トイレを設置し、今回外小代に設置したところです。ま

た今後もいくつか設置する予定でおりますが、自動扉は考えておりません。

委員

先程管理面の話が上がりましたが、治安の面で何か対策は考えていますか。

事業担当課

中学生や高校生が、このトイレの中に入って騒いだりして、周辺自治会からトイレを閉めてほしい等の要望があったりして、実際に使用できないようにしているトイレもございます。

委員

せっかく作ったトイレですから、警察との連携をとったりしてご配慮いただきたいと思えます。

事業担当課

この公園につきましては、指定管理者が管理しておりますので、そちらにも十分注意するよう指導をしていきたいと思っております。

委員長

作ってからより、管理する方がお金がかかるというのほどこにでもあることですが、地域との連携を密にして、あまり市の負担にならない方法があれば、それが一番いいかなと思えます。今後の課題ではないかと思えます。

〔以上で事例5の審議を終了〕

事例6 成田市立豊住小学校校庭放射能低減対策工事

〔指名競争入札〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

豊住小学校だけ放射線量が突出しているということですが、他の学校でも0.2マイクロシーベルトを超える学校もありますが、他の学校への対策はしているのですか。

事業担当課

市としましては、年間の被曝線量が1ミリシーベルトという基準で対応しておりますので、時間に割り戻した0.23マイクロシーベルトの基準を超えたところを対策として講じております。

委員

1ミリシーベルトに限りなく近かったとしても、その基準の中に収まれば対策しなくてもいいということか。

事業担当課

測定値は各学校一定のポイントで調査しました。ただ豊住小学校に関しては、校庭全面を測定しても高い数値が出たので、対策を講じたところです。

委員長

対策工事というものは、どこの範囲までをやるのか、国等が出した基準に基づいて対策をするわけですが、国がフラフラして、ある人が1ミリシーベルトで平気と言う人がいれば、10ミリシーベルトまで平気だとか言われたりします。行政としてはきちんと誰かがオーソライズしてくれない限り簡単に動けない。中央からのきちっとした資料を待っていると動きが遅いと言われます。勝手に動けば、何を根拠に動いているんだと言われます。大変、市や県は辛い立場にあると思います。校庭は対策できますが、山林で基準値を超えているところはどのようにするのでしょうか。非常に気になります。まさか山を剥がすわけにもいきませんし、今後の国の動向を注目していきたいと思います。

[以上で事例6の審議を終了]

事例7 パソコン借上

[指名競争入札]

[事務局、事業担当課説明]

委員

どういうパソコンを入れるのか、どういうシステムを入れるのか、担当課で検討されていると思いますが、どういう機種をいれるのか決めた上で、ファイナンス会社とリースを組んでいるということですか。

事業担当課

担当課におきましては、パソコンの仕様に基づいて販売店等、実績のある業者3社から見積りをお願いし、一番低い業者のパソコンをリース契約をお願いしたところです。

委員

販売会社とリース会社の関係をもう少し詳しく教えてください。

事務局

担当課の指定したスペックを満たした販売会社のパソコンをリース会社を買わせているだけです、とくに関連はございません。

委員

市は、メーカーの選定をしていないわけですね。

事業担当課

担当課におきましては、仕様だけを決めまして、一番低い業者のパソコンを、契約検査課

の方で、リース会社と指名競争入札によるリース契約を結んでもらっております。

委員

入れ替え前のパソコンは、最初から4年間の賃貸借契約だったのか、それとも5年の賃貸借契約期間があったが、性能が劣ったために4年ということになったのか。

事業担当課

4年の賃貸借期間が満了したことによる入替えです。

[以上で事例7の審議を終了]

事例8 乾パン購入

[指名競争入札]

[事務局、事業担当課説明]

委員

指名競争入札ということですが、今回の乾パン購入については、急を要することではないですので、一般競争入札でもよかったのでは。

事務局

物品につきましては、工事のように毎週入札するわけではなく、年に1回しかない契約もあり、入札システムがまだ出来ておりませんので、確実に必要な物を調達するという一方で、実績のある業者に対し、指名競争入札を行ったところでございます。ただ物品についても委員のご指摘のとおり、広く求めるということも考えております。

委員

この事例を選定した理由として、東日本大震災が前提としてありまして、これからも大きな地震が起きるのではという予想がたっていることから、食料の確保に対し、市の考えを聞きかかったわけです。成田市防災アセスメント調査結果による食料の算定基準ですが、平成23年に東日本大震災があり、あれから1年経ったことで、基準も既に古くなっていると思うのですが、調べたところ、平成19年から成田市の人口増加率は4%ということで、そのあたりも踏まえて、今回の6万6500食という量を備蓄されたのでしょうか。

事業担当課

この6万6500食は、備蓄している数ではなく、計画数量でございます。基本的な備蓄の考えといたしまして、災害を最小限に食い止めるということになりますと、自分の命は自分で守る。自らの地域はみんなですべて守るということで、各家庭に3日分以上の備蓄をしていただきたい。それを補完するという一方で、行政、企業との協定による調達、それでも足らな

ければ、市町村間の相互応援などの運用を考えております。

委員

他の市町村でも3日間の備蓄の計画を進めているのですか。

事業担当課

自治体によってまちまちですが、現在県において、災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針を作成しているところです。また備蓄する食料や水にも賞味期限があります。やはり家庭における3日分以上の備蓄をお願いしたい。

委員長

私の勤めている学校にも備蓄があります。何も学生や先生のためだけでなく、近所の避難場所にもなっています。そして最終的にはものすごい膨大な備蓄の賞味期限がくるわけです。賞味期限が切れた物を渡すわけにもいきません。うまく利用できればよいのですが、その負担は大きいと思います。自治体や行政が負担するには限界があって、個人が自己管理、自己責任の元でやっていかなくてはならないことを、もっと行政は皆さんに訴えた方がいいと思います。どのみち税金です。備えるのも税金。捨てるのも税金。自分の命は自分で守るということは、東日本大震災で明らかになっていますので、市の予算ではこうなってますと、市民の皆さんに訴えた方が賢明だと思います。

〔以上で事例8の審議を終了〕

事例9 公図デジタルデータ作成委託

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

現在使われている固定資産管理システムは、入札で決定されたものですか。

事業担当課

現在につきましては、随意契約で行っております。システムを導入したのが平成8年頃から導入しておりまして、現在手元にその当時の資料がありません。

委員

システムが1回決まってしまうと、その企業がずっと独占的になってしまい、非常に懸念するところです。価格も特命随契ですから、相手の言い値になってしまうことは、非常に心配しております。システムを作ったところなので、そこに頼めば何でもうまくいくというのは分かるのですが、このまま、この会社を使い続けるということで、その辺りの考えを聞かせてください。

事業担当課

この会社は、特殊な業務を行っている会社でございまして、土地の分筆、合筆の修正等を行う他に、飛行機を飛ばして航空写真を撮りまして、それをデータ化する作業も行っております。そこまでやる業者が少ないことから、現在まで契約に至っております。いずれにしましても、今後につきましては、他市町村の事例を調べながら、研究していかなくてはいただろうと思っています。

委員

公図のデジタル化というのは、法務局でも当然やっているのです、同じようなことを市役所でもやる必要があるのか。

事業担当課

公図につきましては、同じようなものが法務局にございます。ただし、市役所においては、地方税法第380条第3項にて、市町村はこのような必要な資料を揃えて逐次それを整えなければならないと規定されています。また市民の利便性という面からも整備しているところです。またこれは成田市だけではなく、どこの市町村でも同じようにやっております。

委員

分かりました。公図をデジタル化したことによって、分筆、合筆があった場合、自動的に市のシステムにおいても、分筆、合筆ができあがっていくのですか。

事業担当課

分筆、合筆の資料については、法務局からもらい、契約した業者によってデジタル化していきます。

委員

デジタル化した後の作業についても、契約した業者がやっているわけですね。分かりました。

[以上で事例9の審議を終了]

事例10 ごみピット汚泥処理委託

[随意契約（見積競争）]

[事務局、事業担当課説明]

委員

頂いた資料と説明で、契約金額が当初の設計金額より多くなってしまった原因が、汚泥の

処理費の値上げによることだというのは理解できました。今回見積業者が3社だったということで、もう少し幅を広げてもいいのでは。

事務局

今回は設計金額が低いところでの競争で3社でしたが、設計金額が大きい場合、業者の指名基準がございますので、その数を出来る限り入れる形で設定しております。

委員

最近、廃棄物処理の問題がある事件が散見されますが、今回のチェックについてはどのようにされていますか。

事業担当課

当該業者にマニフェストを提出させ、当該事業のチェックを行っております。

[以上で事例10の審議を終了]

委員長

事例10までの審議を終えたが、本日の定例会全体を通して、各委員ご意見はあるか。私のほうも、先程連絡協議会の話をしましたので、特にありません。

(3) その他

傍聴者

3名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

次回開催日 平成25年1月15日(火) 10:00~12:00

次回開催場所 成田市役所6階 中会議室

以上